

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

※「規制改革推進会議における再検討項目」欄の記号(◎、○、△)については、所管省庁の回答をもとに、規制改革推進会議が以下のとおり判断したものです。

◎：各ワーキング・グループ等(本会議で取り扱うこととされている事項に関する提案については本会議で検討している事項及び検討を予定している事項)

○：再検討が必要(「◎」に該当するものを除く)と判断し、規制シートの作成対象とする事項

△：再検討の要否を判断するため、事務局が提案内容に関する事実関係を確認する事項

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 | | |
|---|------------------------|-------------|---|--------------------|--|------|--|------------------------|-------|--|-------|--|---|---|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | | | |
| 290526001 | 29年5月26日 | 29年6月12日 | 29年7月20日 | 特許印紙など収入印紙以外の印紙の廃止 | <p>特許庁における手続き(特許出願や商標登録出願など)は、収入印紙ではなく、特許印紙が使われている。この特許印紙は、金券ともあり、印刷コストや管理コスト、郵便局などに対する販売手数料など、かなりの経費が必要となっている。</p> <p>しかしながら、特許庁としては、口座引き落としや振り込み等での支払いも認めているため、必ずしも特許印紙が必要とはなっていない。</p> <p>利用者についても、特許や商標の出願等は、一般家庭ではなく会社などの事業者が利用する手続きであり、実際の手続きでは出願では弁理士、譲渡などでは行政書士が代理をすることもある。そうすると、支払い方法をすべて振り込みにしたとしても、手続きが困ることはほとんど考えられない。</p> <p>したがって、無駄なコストを削減するために、特許庁は納付方法ごとのコストについて調査し、比較して特許印紙のコストが高いのであれば、特許印紙を廃止すべきである。</p> <p>これは、雇用保険印紙、健康保険印紙、自動車検査登録印紙、自動車重量税印紙にも言えることである。なお、会社の登記簿謄本請求などで利用していた登記印紙は、特別会計廃止によりすでに廃止された。前述の印紙を一般会計に組み込み、収入印紙に統合することも、同時に検討されて良いと思う。</p> | 財務省 | <p>【自動車重量税印紙】 自動車重量税は、自動車重量税印紙による納付のほか、自動車保有関係手続のワンストップサービスにおける電子納付等が認められています。</p> | 自動車重量税法8条9条,10条,10条の2他 | 対応不可 | <p>自動車重量税については、業者等に手続きを委託する場合のほか、自動車ユーザー自身が手続きを行う場合もあり、納付方法を電子納付のみとすることは現実的ではありません。</p> <p>自動車重量税印紙を廃止して車検証の交付等を行う陸運局等の窓口で現金で納付する場合、毎日大量の車検を扱う中で、窓口が混雑したり、陸運局等で公金を管理するための体制の整備等が必要となることから、簡便な納付方法として印紙納付制度が採用されています。</p> <p>また、自動車重量税は、その収入のうち1000分の407を地方に譲与することされており、自動車重量税の金額を特定する必要があることから、他の税や手数料等の納付手段として用いられている収入印紙と統合することはできません。</p> | △ | | | |
| | | | | | | | | | | | | <p>【雇用保険印紙】 雇用保険の日雇労働者給付金は、労働保険特別会計から支出されていますが、これは、雇用保険法による雇用保険事業に関する経理を明確にすることを目的としています。(特別会計に関する法律第96条)</p> <p>【健康保険印紙】 健康保険法における日雇特別被保険者に係る保険料は、年金特別会計に収納された後、日雇特別被保険者の健康保険事業を実施する協会けんぽ(保険者)に対して交付されていますが、これは、健康保険法による健康保険に関し政府が行う業務に関する経理を明確にすることを目的としています。(特別会計に関する法律第108条)</p> | <p>【雇用保険印紙】 労働保険の保険料の徴収等に関する法律第23条</p> <p>【健康保険印紙】 健康保険法(大正11年70号)第169条</p> | <p>【雇用保険印紙】 日雇労働被保険者に係る保険料の徴収や日雇労働者給付金の支給を含む雇用保険事業については、特別会計により行うことで経理を明確にしております。そのため、雇用保険印紙を一般会計に組み込み、収入印紙に統合することは困難です。</p> <p>また、雇用保険の日雇労働被保険者を使用する事業者が、日雇労働被保険者に賃金を支払う都度、雇用保険印紙の貼付と消印することによって印紙保険料を納付することとされているのは、不特定多数の事業主に雇用され、賃金の変動もあるという日雇労働者の就労実態からして、通常の保険料納付の場合のような現金収納をすることが困難であり、また、日雇労働者給付金の受給要件等の確認にも印紙貼付状況の確認は必要不可欠なものであるからです。</p> <p>【健康保険印紙】 健康保険事業を実施する目的のため、日雇特別被保険者に係る保険料の徴収及び協会けんぽへの交付は、特別会計により経理することで、給付と負担の関係を明確にしております。一般会計(国庫)に組み込むことは、日雇特別被保険者の保険料収入とその他の(国庫)収入の区別がつかなくなり、給付と負担の関係が不明確となることから困難です。</p> <p>また事業者が、健康保険印紙を購入する方法ではなく、口座引き落としにより後日、保険料を支払うことについては、 ・事業者は各日に使用した日雇特別被保険者と報酬をそれぞれ記録し、別途協会けんぽ等に報告しなければならぬこと ・協会けんぽは、上記人数及び報酬について報告が正しいか定期的に調査を行う必要が生じること ・保険料が引き落とされるまで日雇特別被保険者の受給資格の確認が難しく、確認までの期間に保険給付を受けられなくなる恐れがあること から事業所及び協会けんぽの事務コストや日雇特別被保険者の不利益を考慮すると、現行制度の見直し、口座引き落とし等へ変更することは困難です。</p> |
| | | | | | | | | | | | | <p>【特許印紙】 特許料及び手数料の納付については、特許法第107条第5項及び第195条第8項等の規定により、特許印紙を使用して行う旨を原則とした上で、同項ただし書により、経済産業省令で定める場合には、現金をもって納付することができることとされています。特許料等の現行の納付方法は、特許印紙による納付、特許印紙による予納、現金納付、電子現金納付および口座振替による納付の5つの方法があります。</p> | 特別会計に関する法律 印紙をもつて収入金納付に関する法律 | 対応不可 |
| <p>【自動車検査登録印紙】 自動車の検査、登録に係る手数料については、運輸支局等において手続を行う場合は、自動車検査登録印紙をもって納付することとされています。</p> | 印紙をもつてする歳入金納付に関する法律第2条 | 対応不可 | <p>検査、登録に係る申請者が運輸支局等において手続を行う場合、運輸支局等の近辺に所在する自動車検査登録印紙売りさばき所において自動車検査登録印紙を購入することが可能である一方、仮に印紙を廃止した場合、申請者には運輸支局において申請を行うとは別に、金融機関等に出向いて納付手続を行う必要が生じることとなり、申請者の負担が増加することから、自動車検査登録印紙を廃止することは困難と考えます。</p> <p>また、印紙の売りさばき時点で当該手数料が自動車安全特別会計自動車検査登録助成に帰属する歳入であることを明らかにする必要があるため、自動車検査登録印紙を収入印紙に統合することはできません。</p> | | | | | | | | | | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 |
|-----------|----------|-------------|---------------|-------------------------------------|--|--------------|---------|---|--|-------|--|-------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 290913007 | 29年9月13日 | 29年10月3日 | 29年11月7日 | 銀行本体での税理士業務の解禁 | 税理士資格保有者が在籍する銀行が税理士業務を行うことを可能とするとともに、税理士業務を銀行法上の「その他の付随業務」に位置づける。 【提案理由】 ○取引先へのコンサルティングの中で、税務に関する相談が多く寄せられるが、現状は、「税理士(注)又は税理士法」でない者は、税理士業務を行ってはならない」とされているため、行内へ税理士資格を有する者がいたとしても銀行で相談に応じられず、外部の税理士に取次ぐ等の対応をしている。 (注)税理士となる資格を有する者が税理士となるには、社員税理士(税理士法人の社員)、所属税理士(税理士事務所または税理士法人の勤労者)、開業税理士(自らの税理士事務所を設置する者)のいずれかである必要がある。 ○例えば、取引先が事業承継に取り組み際、株面算出、相続税額・贈与税額の算出等が必要となるが、銀行は相談を受けても対応ができず、顧客のニーズに十分に応えられていない。 ○税理士資格を有する行員が税理士業務を行うことができれば、銀行本体で現状把握からスキーム提案、クローリングまでをワンストップで行うことができ、顧客利便の向上に資する。 | (一社)全国地方銀行協会 | 金融庁 財務省 | 税理士業務は、税理士及び税理士法人の独占業務となっている。 | 税理士法第52条 | 対応不可 | ○税理士法第52条において、税理士又は税理士法人でない者は、別段の定めがある場合を除くほか、税理士業務を行ってはならないとされています。 ○この趣旨は、税理士でない者が他人の求めに応じ、税理士業務を反覆継続して行うことが、納税義務の適正な実現を阻み、納税に関する道義の向上の妨げになって、公益上の支障を生じることになるおそれがあることを考慮し、これをあらかじめ防止しようとするに必要と解されています。 ○ここでは、銀行として税理士業務を行うことを可能とすることを提案されていますが、特定の資格を有する者のみが承ける業務について、株式会社等の業務の一環として行うことが認められている例は承知しておらず、目的に比して講じる手段の範囲が広すぎるのではないかと考えられます。 ○ご提案の点については、税理士が特定の企業等と雇用契約を締結し、その被用者として働きつつ、別途税理士業務を行うことは現行法でも認められており、これにより、ご提案の趣旨に十分応えられるのではないかと考えます。 | |
| 290925026 | 29年9月25日 | 29年10月19日 | 29年11月7日 | 国際協力銀行による本邦民間銀行向け貸付(ツーステップローン)の要件緩和 | 【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・株式会社国際協力銀行(以下JBIC)は、本邦企業の海外事業支援策の一環として、本邦産業の国際競争力の維持を目的として、株式会社国際協力銀行法第11条第5号及び第12条第2項第2号に基づき、①本邦中堅・中小企業の本邦企業への外国法人に対するM&A、②海外インフラ事業、に対する貸出を資金使途として、本邦民間銀行向け貸付(ツーステップ・ローン(以下TSL))を実施することができる。しかしながら、その他の本邦の大企業の海外事業については、同条項を根拠としたTSLの対象外となっている。 【具体的要望内容】 株式会社国際協力銀行法第11条第3号及び第12条第6項第2号に基づき、本邦企業の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの本邦民間銀行向け貸付(TSL)において、資金使途における法人の範囲に、現行の「中堅・中小企業」に加え、「大企業」、「出資外国法人等(本邦大企業の海外現地法人等)をいう。以下本要案において同じ。))」を加えて頂きたい。 【要望理由】 ・昨今金融機関を取り巻く国際金融市場の環境変化により本邦民間銀行の外貨資金調達(特に長期の米ドル調達)コストは高止まりしており、低利外貨調達可能なJBICによるTSLの重要性はより一層高まりつつあるという状況。 ・一方、海外の日系取引先の外貨資金調達意欲は、会社規模によらず引き続き堅調。斯かる中、上述の通り、国際協力銀行法第12条第6項第2号を根拠とするTSLにおいては、大企業の海外事業に対する貸出を資金使途とすることができない(邦銀から大企業へのTSLも、邦銀から出資外国法人等へのTSLも不可)。 ・そもそも、TSLの目的である「本邦産業の国際競争力の維持」は、企業規模によらず、全体としてその達成が図られべきであり、その意味で、中堅・中小企業に範囲を限定する現行の制度はその趣旨に必ずしも沿っていないと考えられる。また、国際金融市場に関する上述の近時環境変化を踏まえても、現行のTSLの制度を中堅・中小企業のみに限定する意味は乏しい。 ・以上の理由から、上記を要望するもの。 | 都銀懇話会 | 財務省 | 株式会社国際協力銀行法上、本邦法人の海外事業への貸出を資金使途として実行されるJBICの銀行向けツーステップ・ローンは、①中堅・中小企業又は中堅・中小企業の出資にかかると出資外国法人等の海外事業向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号イ)、②海外M&A向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号ロ)及び③我が国の法人等、外国政府等又は出資外国法人等の海外インフラ事業向け(株式会社国際協力銀行法第十二条第六項第二号ハ)の場合について、行うことができるものとされています。 | 株式会社国際協力銀行法第十一条第三号、第十二条第六項第二号 | その他 | 現行法上も、海外M&A及び海外インフラ事業に係るJBICの銀行等向けツーステップ・ローンにおいて、転貸先は中堅・中小企業に限定されておりません。支援の必要性のある分野に対して適切に対応していきます。 | |
| 290925051 | 29年9月25日 | 29年10月19日 | 29年11月7日 | マル優・財形の異動申告書等の電子化 | 【制度の現状(現行規制の概要等)】 ・「贈がい者等の少額預金(所謂、マル優・マル特)および勤労者財産形成年金貯蓄契約若しくは勤労者財産形成住宅貯蓄契約に基づく預入等(所謂、財形年金・財形住宅)、利子所得について非課税の取り扱いを行う預金において、住所や氏名の異動が生じた場合、預金者は受入金融機関に対して非課税貯蓄に関する異動申告書(以下、「異動申告書」)を提出する。 ・「異動申告書」は預金者の記名・押印を必要要件としている。また、受入金融機関は確認した事実の記載として、確認欄に証印等を押捺する方法により行うこととしている。 【具体的要望内容】 ・金融機関が預金者等からの「異動申告書」の受け入れに当たり、別にインターネット・バンキング上での暗証番号入力等を行うことで、紙面への預金者の記名・押印を不要として欲しい。 ・また、受入金融機関はその内容の確認した事実の記載として証印等を押捺することとしているが、この点も受入金融機関にて受入日・確認の事実等を電磁的に保管することで、証印等の押捺を不要として欲しい。 ・加えて、贈がい者等の少額預金にかかると「異動申告書」は、受入金融機関で証印等の押捺を行った紙面を所轄事務署にて提出しているところ、電磁的データによる提出を許容して欲しい。 【要望理由】 ・「異動申告書」は、現在紙面での受け入れが必須。預金者においては来店あるいは郵便等の手段により、必ず紙面の提出が必要となる場合、身体障がい等を理由に自身・捺印が困難なケースも想定される。 ・上述【要望内容】が可能となれば、預金者は来店をすることなく手続を行うことが可能となり、預金者の利便性向上に資するもの。 ・また、受入後の「異動申告書」の電磁的保管、提出が認められれば、受入金融機関側で大量の紙面を保管・管理負担や手続漏れリスクの抑止も期待されるもの。 | 都銀懇話会 | 財務省 | 障害者等の少額預金の利子所得等の非課税(いわゆる「マル優、マル特」)又は勤労者財産形成住宅(年金)貯蓄の利子所得等の非課税(いわゆる「財形住宅、財形年金」)の規定の適用を受ける方は、その氏名・住所等の異動が生じた場合には、勤務先や非課税の適用を受ける預金等の預入等をしている金融機関等を経由して、所轄事務署に対し、異動申告書を書面により提出しなければならないこととされています。 上記の異動申告書のように、国税に関する法律に基づき、事務署長等に対し書面により提出する税務書類については、税務書類を提出する方の氏名、住所等を記載するとともに、併せて、その方の押印が必要とされています。 マル優、マル特の規定の適用を受ける方から異動申告書の受理をした金融機関等は、異動申告書の記載事項と、提示された本人確認書類の内容が同一であることを確認し、異動申告書にその確認をした事実を記載しなければならないこととされています。また、受理をした異動申告書は、翌月10日までに所轄事務署長に送付しなければならないこととされています。 | 所得税法施行令(昭和40年政令第96号)第43条第1項、第2項、第3項、第4条の2 相続特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第2条の4第3項、第2条の18第1項、第2項、第2条の31 国税通則法(昭和37年法律第66号)第124条 | その他 | 民一民間の書類及び民一官の手続のように国民が行政機関等に対して直接行うのではなく、金融機関等の第三者を経由する場合の書面の電磁的方法による提出については、その受け手又は経由者である勤務先や金融機関等のシステム開発が必要となりうることから、納税者のニーズに加え、勤務先等のシステム対応の可能性等の観点から検討する必要があると考えているところですが、対応については、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。 | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 |
|-----------|----------|-------------|---------------|-----------------------|---|---------------|-----------------------------|--|---|--|--|-------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 290925066 | 29年9月25日 | 29年10月19日 | 29年11月7日 | 国とのリース契約について① | <p>【具体的内容】</p> <p>①国のリース契約について地方自治体と同様に長期継続契約の対象とすべきである。具体的には、会計法第29条の12について、地方自治法第234条の3、同法施行令第167条の17と同様の改正を行うこと。</p> <p>②リース契約について、上記の措置が取られるまでの間は国庫債務負担行為を設定すること。</p> <p>③国庫債務負担行為の設定期間は、「原則5年度以内」とされているが、これを超える期間の設定を認めること。特に、「原則6年度以内」とする見直しを早急に行うこと。</p> <p>【提案理由】</p> <p>①②について</p> <p>・現在、国がOA機器や車両をリースで導入するに際して、複数年度の使用が明白であっても、長期継続契約として締結されない。また、国庫債務負担行為が設定された契約は全体の契約件数の中ごく一部にすぎない。</p> <p>・国庫債務負担行為により複数年度のリース契約を締結する省庁に限られており、これらの省庁以外では、複数年度の利用を前提としたリース料による「単年度リース契約」を更新している実態があり不合理である。</p> <p>・「単年度リース契約」は、ほとんどの場合にリース会社が投資元本の未回収リスクを負っている。投資元本の未回収リスクを負うか否かはリース会社の判断であるが、国は複数年度のリースと同等のメリットを享受しながら、リース会社にリスク負担を強いており、公正かつ自由な経済活動を阻害している。</p> <p>③について</p> <p>・実使用可能期間に合わせたリース期間の設定が可能となるほか、予算のさらなる平準化が図られる。「原則6年度以内」とすることについて、リース期間を5年とする場合が多い実態がある中、年度途中でリース期間が開始すると、5年度末までのリース契約を締結し、あらためて「5年度」を超える部分のリース契約を締結するという不合理な事務が国・リース会社の双方に生じる。</p> | 公益社団法人リース事業協会 | 財務省 | <p>国が翌年度以降にわたって支出することとなる契約を行う場合には、国庫債務負担行為により行うこととされています。</p> <p>長期継続契約は、翌年度以降にわたり、電気、ガス若しくは水の供給又は電気通信サービスの提供を受ける契約を締結することができることとされています。</p> | <p>財政法第15条 会計法第29条の12 予算決算及び会計令第102条の2</p> | 現行制度 下で対応可能 | <p>【ご提案①②について】</p> <p>複数年度にわたって締結することが適当な契約については、契約を担当する各省各庁において、国庫債務負担行為を活用することとなっています。これは、憲法第85条において、「国費を支出し、又は国が債務を負担するには、国会の議決に基づくことを必要とする。」(財政処理権限の国会議決原則)とされていること、財政法第15条において、「法律に基づくもの又は歳出予算の金額若しくは継続費の総額の範囲内におけるものの外、国が債務を負担する行為をなすには、予め予算を以て、国会の議決を経なければならぬ。」とされていることを踏まえたものです。他方、会計法に基づき「長期継続契約」は、長期にわたって給付が継続することが明らかであって、且つ、支払額がその使用量に応じて事後的に決定される等の理由により国庫債務負担行為の予算計上(主として)に馴染みにくい①電気、②ガス、③水、④電気通信に限って、例外的に(国庫債務負担行為)と国会の議決を経ることなく複数年度契約を締結できるとしているものです。</p> <p>上記の電気やガス等といった官庁が活動する際に不可欠な最小限の生活インフラに係る継続的給付契約とご提案のOA機器や車両のリース契約とは、その性格を同一視することは難しいと考えます。</p> <p>したがって、各省各庁が、それぞれの契約内容等を踏まえた上で、必要に応じて複数年度契約を締結することが適当と判断するものについては、国庫債務負担行為の予算計上を行い、国会の議決を経ることなく財政処理の基本原則に従うべきであると考えます。</p> <p>仮に、OA機器や車両のリース契約を長期継続契約の対象と認めると、毎年度入札を行うことが適当な契約については複数年度契約が締結され、かえって、国の経済的利益が損なわれたり、あるいは、競争が働かないことにより他の事業者の受注機会が奪われるおそれもあることから適当ではないと考えしております。</p> <p>よって、複数年度にわたって締結することが適当な契約については、各省各庁の判断の下、国庫債務負担行為の制度を積極的に活用することが適当と考えます。</p> | |
| 290929040 | 29年9月29日 | 29年12月18日 | 30年6月15日 | 行政機関からの照会に係る事務手続きの簡素化 | <p>【提案の具体的内容】</p> <p>・行政機関から生命保険会社に対する保険契約の有無・内容に係る照会手続きを電子化いただきたい。</p> <p>【提案理由】</p> <p>・行政機関は、財産調査等を目的として、多種多様な様式の紙媒体の文書を大量に生命保険会社に送付する形で保険契約の有無・内容の照会を行っている(ある生命保険会社では年間約100万件の税務関連照会、約30万件の福祉関係照会を受けている)。現状、生命保険会社は、このような行政機関からの照会について、手作業で目視確認をしながら可能な限り迅速かつ適切に名寄せ等の事務処理を行い、行政機関への回答を行っているが、照会文書の様式が統一化され、手続きの電子化が図られれば、行政機関および民間事業者の事務効率化に繋がると考える。</p> <p>・具体的には、例えば省庁間共通のプラットフォームを通じてデータ連携を行うなどの方法により照会手続きが電子化できれば、行政機関における印刷・郵送コスト削減、行政事務の効率化が図られるだけでなく、行政手続きの迅速化により、生活保護の支給開始までにかかる期間等が短縮され、親に手を差し伸べるべき者に対する支援が早期化するなど国民の効用も増加する。さらには、ペーパーレス化の推進により、社会・経済の発展と地球環境の調和を旨しつつ、持続可能な社会作りにも貢献することができる。</p> <p>・『官民データ活用推進基本法』(2016年12月公布・施行)においては、行政手続きのオンライン利用の原則化(同法第10条)や、官民の情報システムの連携を図るための基盤の整備(同法第15条)が定められるなど、今後、政府一丸となって国民の情報連携に係るオンライン化の取組みが推進されることとされており、当該取組みを通じて、行政機関から事業者への照会手続きを電子化することは、政府の方針にも合うものと考えます。</p> <p>・なお、2012年より同様の要望を提出しており、照会文書の様式統一化については、国税庁・厚生労働省との間では様式の統一を実施し、現在、統一状況をフォローしている状況である。また、総務省からは、地方税に係る照会文書の様式統一について「地方団体への周知等を進める」旨の回答が得られており、対応が進められているものと理解している。2017年8月時点において、国税庁では統一化の取組みが完了していることを確認しているが、他の行政機関においても実質的に統一様式への移行が完了するよう周知・徹底を進めていただきたい。</p> | 一般社団法人生命保険協会 | 内閣官房 総務省 財務省 厚生労働省 | <p>【総務省】</p> <p>地方税の課税・徴収における生命保険会社等に対する取引照会は、書面等で行われています。</p> <p>【財務省】</p> <p>国税当局においては、申告納税制度の下、適正・公平な税務行政を推進しており、不正な税逃れに対しては、厳正な税務調査等を実施するとともに、滞納となった国税については、滞納整理の早期着手・早期保全に取り組んでいるところです。</p> <p>その際、納税者本人に対する調査だけでは適正な課税標準等を把握することができないと認められる場合には、取引のある生命保険会社等に対して臨場又は書面による取引照会を実施しております。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○照会様式の統一化の周知・徹底について</p> <p>照会文書の様式の一について、平成27年度から様式を統一化しております。引き続き、福祉事務所と生命保険会社における取扱いの現状を踏まえ、周知・徹底を行ってまいりたいと考えています。</p> | <p>【総務省】</p> <p>地方税法第22条の3第2項、第26条他及び第68条第5項他(国税徴収法第141条)</p> <p>【財務省】</p> <p>国税通則法第74条の2、第74条の3及び131条、国税徴収法第141条</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>生活保護法第29条</p> | <p>【内閣官房】</p> <p>検討を予定</p> <p>【財務省】</p> <p>検討を予定</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>検討を予定</p> | <p>【内閣官房、総務省、財務省、厚生労働省】</p> <p>行政機関から金融機関に対して行われる取引の有無や取引状況に係る照会(預貯金等の照会など)については、デジタル・ガバナメント実行計画(平成30年1月16日)のガバナメント関係会議決定に基づき、効率化に向けた検討を行います。</p> <p>具体的には、内閣官房は、2018年度を目途に、一部の金融機関(銀行等)及び行政機関(地方公共団体)において、情報システムを用いた預貯金等の照会の効率化に係る実証実験が開始されるよう、関係機関との調整を行います。また、内閣官房は、この実証実験において洗い出される課題を踏まえて、関係府省(総務省、財務省、厚生労働省等)や地方公共団体と協議し、2019年度前半を目途に、その後の方向性をとりまとめます。</p> <p>【財務省】</p> <p>地方税に係る照会文書の様式統一については、地方団体に対し、平成27年度に作成された標準様式の使用を要請しています。</p> <p>【財務省】</p> <p>【財務省(国稅庁)としては、取引照会のオンライン化の前提として要望されていた、①照会文書の用語・書式の統一化、②取引照会の回答文書の郵送に関する業務の改善、③取引照会の回答の電子媒体による提出の3点については、業界団体との協議を経て、平成27年4月に措置済みです。</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>○照会様式の統一化の周知・徹底について</p> <p>毎年3月初旬頃に開催される地方自治体の生活保護担当者を集めて行う全国会議で周知を行う予定</p> | ◎ |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 |
|-----------|-----------|-------------|---------------|---------------------|--|------------------------|------|--------------------------------------|------------|--|-------|-------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 290929045 | 29年9月29日 | 29年11月6日 | 29年11月30日 | 所得税は正額を税務署にて算出 | 【提案の具体的内容】 ・扶養控除申告等が誤っていた場合、管轄税務署から源泉徴収義務者あて通知(「扶養控除等の見直しについて」)が送付されてくるが、税務署にて追加納付税額を把握しているのであれば、算出・記載のうえ通知いただきたい。 【提案理由】 「扶養控除等の見直しについて」には、是正を要する従業員名・控除対象者・調査年の記載はあるものの、誤りの有無の従業員への確認や追加納付税額の計算等は事業主が実施することとなる。従業員から資料を集めて税額を計算することは事業主の大きな負担であるとともに、資料が足りず正確な税額が算出できない場合もある。税務署は市区町村との情報連携(住民税額変更等)にもつきまは正額を算出することが可能と思われるため、予め事業主へ追加納付税額も通知いただくか、個人あて直接、是正額や追加納付税額を記載した納付書を送付していただきたい。 | 一般社団法人 日本生命 保険協会 | 財務省 | 所得税法第190条、第194条、第195条、第196条の2、第196条 | 対応不可 | いただいたご意見については、扶養は正に関するお尋ね文書に追加で納付すべき税額を記載して送付すべきとのご意見と承知しております。 当該お尋ね文書は、国税当局が収集した資料の範囲内において、扶養控除等の適用に誤りがあるのではないかと考えられる方を対象に送付しているものですが、追加で納付すべき税額については、給与の支払を受け方ご本人への確認や源泉徴収に関する各種申告書、給与の支給状況等を確認しなければ確定することができないものです。 したがって、行政指導として実施するお尋ね文書に、追加で納付すべき税額を記載して送付することは困難であると考えます。 | △ | |
| 290929053 | 29年9月29日 | 29年11月6日 | 29年11月30日 | 国税関係書類の電子保存に係る規制の緩和 | 国税関係書類のうち領収書や請求書等を電子化して保存(スキャナ保存)する場合であっても1回の定期検査終了までは書類(原本)を保存することとなっているが、これを電子化による保存後は書類を即廃棄できるよう緩和を要望する。 【提案理由】 ・国税関係書類の電子保存の要件については改正のたびに従来と比較すると緩和が進んでいるが、現行(平成28年度改正)においてもなお、電子化による保存後も当該書類(原本)を一定期間(定期検査終了まで)保存することが求められている。このため、電子保存を実施したとしても、社内における書類の保存および現場から本社への送付等、いずれも大量の紙を取り扱う事務処理が依然として残存することとなり、経費処理については現場・本社とも非効率性は解消されない。 ・現在、多くの企業において全社的にペーパーレス化・機械化を推進している中、国税関係書類の紙での保存は大きな障害となっている。また、働き方改革の一環としてスマートフォン等のモバイル端末を利用した経費処理の検討にあたり、ペーパーレス化が実現できれば当該電子記録事項のみで事務が完結できるなど大きな前進が見込める。システム面での技術革新や社会環境の変化を踏まえると、電子保存についての土壌はすでに整備されており、電子化後は即廃棄可能とすることで業務の効率化に大きく寄与すると考えられる。 ・このようなメリットの大きさを考慮すると、定期検査の代替として電子保存状況のモニタリングを行ったり、継続的に電子保存に関する研修を行う等、適正な経費処理を行う態勢が整備されていること等を要件として、規制を緩和することは社会コストの削減に有用と考える。 | 一般社団法人 日本損害 保険協会 | 財務省 | 電子計算機を使用して作成する国税関係書類の保存方法等の特例に関する法律等 | その他 | ○ 国税関係書類の保存のあり方については、紙保存の場合の事業者の負担の軽減や改ざん防止措置等を講ずる必要性等を踏まえ、通常の規制改正プロセスで処理されるものであると考えています。 ○ ご指摘の要望につきましては、現状の運用において、 ・例えば、事業規模等にに合わせて、検査を1月に1回行う、また四半期に1回行うことで、検査を行ったものについては、廃棄することができ ・ 必要に応じ、国税関係書類をサンプルで検査することとしても差し支えない ・ 定期検査を行うまでの書面の管理場所についても、本店だけに限らず、支店、事務所、事業所など、確認・検査を速やかに行える場所でも管理すればよい という取扱いを認めており、その旨公表しております。 | | |
| 291227012 | 29年12月27日 | 30年2月6日 | 30年3月9日 | 保税蔵置場の軽微な変更の定義明確化 | 関税法基本通達44-3において「保税タンクの工事が保税蔵置場の現状の変更が軽微であり、保税蔵置場の面積に変更が無い場合は、税関への届出は不要」となっているが、所轄税関署の指導にて、保税タンクの防消火設備点検や沈下測定など、面積変更に関係のない協力会社が立ち入る工事まで届出を要請される場合がある。 「現状の変更が軽微であり」の内容が細かく定められていないため、解釈が曖昧となり、同じ税関署であっても、類似の工事を行う場合に届出を要請される場合と、要請されない場合があり、事業者側としては本来不必要な届出書の作成、所轄署への提出作業が都度発生するという不利益を被っている。 そのため次のとおり要望する。 1) 上記のような面積変更に関係のない定期点検等の際の届出は不要とすること。 2) 届出不要とすることが困難である合理的な理由がある場合は、「軽微の解釈」を明確に定めること。 ＜税関署から受けている指導の内容＞ ・関税法基本通達44-3で定める届出の要件が、「現状の変更が軽微な場合」と曖昧であることから、保税タンクの工事を行う場合には税関へ連絡して欲しい。 ・税関署への連絡方法を口頭とすると、連絡したか否かが後日分からなくなるから、「保税地域内工事等届(口頭)受理簿」を録とし、資料(配置図等)を添付の上、税関署へ届出して欲しい。(因みに「保税地域内工事等届(口頭)受理簿」は、当該税関独自の様式である。) | 石油化学 工業協会 | 財務省 | 関税法第44条 | 現行制度下で対応可能 | 保税タンクにおける一般的な防消火設備点検や沈下測定は、関税法基本通達44-3に規定する「現状の変更が軽微なものであり、かつ、それにより保税蔵置場の面積に変更がないとき」に該当するため、関税法第44条第1項の工事の届出は不要であり、全国税関に対して、この旨を周知し、徹底させていただきます。 なお、施設の大規模な改修や撤置している外国貨物に影響があるような工事等(例えば、長期に渡るタンクの開放点検等)が行われる場合については、保税地域の運営及び外国貨物の取締りの観点から、これまでとあり工事の届出を行っていただくようお願いいたします。また、取扱貨物の種類や個々の施設設備の状況によっては、工事届の要否に差異が出てくることもご理解いただきたいと思います。 | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 |
|-----------|----------|-------------|---------------|--------------------------|--|---------------|--------------|---|---|--|---|-------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 300220008 | 30年2月20日 | 30年3月13日 | 30年3月30日 | 植物防疫・動物防疫を必要とする貨物への検査の緩和 | <p>【提案の具体的内容】 羽田・成田空港間の保税運送にあたっては、植物防疫・動物防疫を必要とする貨物への検査を緩和すべき</p> <p>【提案理由】 植物防疫・動物防疫を必要とする貨物(以下要検査貨物)を保税運送するためには、通常輸入時と同様の検査を受けることが求められている。</p> <p>羽田空港～成田空港間の保税運送は年々増加しており、わが国が他国との貨物獲得競争を勝ち抜いていくうえで、両空港間のアクセス・ネットワークを強化していくことが欠かせない。とりわけ、コスト競争力の観点からは、物流コスト増の要因である検査にかかる人件費・作業費への対応が急務である。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 財務省 農林水産省 | <p>【動物検査】 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第40条。 【動物検査】 畜産物については、畜産物自体から病原体を拡散するおそれが低く、たとえ事故等により密閉性が保てなくなった場合であっても速やかに回収及び消毒の措置をすることにより病原体が拡散するおそれが低いことから、到着港において、密閉性のコンテナ又は車両で輸送されることが確認できれば、陸送することも含め保税運送を認めております。</p> <p>【植物検査】 植物については、その輸送に使用される容器や包装等の密閉性が様々であり、輸送中の事故等により容器等の密閉性が保てなくなった場合に国内に飛翔性の病害虫が散逸する恐れが高いことから、国内の空港間を陸路で輸送することは認めておりません。</p> <p>一方、成田空港又は羽田空港に到着した輸入検査前の貨物を空路で別の空港に輸送する場合は、貨物が輸入禁止品でないこと、密閉型コンテナで輸送する等の措置を講じ、病害虫の散逸のおそれがないと認められた場合は、空港内で別の航空機に積み替えて輸送することが可能です。</p> | <p>【動物検査】 家畜伝染病予防法(昭和26年法律第166号)第40条。 航空貨物の送致手続についての裏簿(平成22年12月10日付付22動物検査所長通知)</p> <p>【植物検査】 植物防疫法(昭和25年法律第151号)第6条、第8条、航空コンテナ等積替確認実施要領(昭和58年9月26日付付58農畜第594号農畜園芸局長通達)</p> | <p>【動物検査】 畜産物については、到着港において、密閉性のコンテナ又は車両で輸送されることが確認できれば保税運送を認めております。(「航空貨物の送致手続について」(平成22年12月10日付付22動物検査所長通知))</p> <p>【植物検査】 検討を予定</p> | <p>【動物検査】 成田・羽田両空港間における輸入検査前貨物の陸路輸送については、植物の病害虫の分散防止が確実に図られると認められる場合に限定するなど、可否も含め検討を行ってまいります。</p> | |
| 300220042 | 30年2月20日 | 30年3月26日 | 30年4月20日 | 財形貯蓄制度における手続の電子化 | <p>【提案の具体的内容】 財形貯蓄制度における申し込み・変更・解約等の手続を電子的に可能とすべきである。</p> <p>【提案理由】 勤労者財産形成促進制度(財形制度)について、財形住宅貯蓄と財形年金貯蓄の申し込み・変更・解約等の手続の電子化は認められていない。一部の書類には利用者(社員)が記載する事項は多岐にわたるため、書面では記載内容がわかりにくいほか、記載欄が小さいために記入者に不便を強いっている側面もある。</p> <p>また、財形貯蓄制度を担う金融機関にもつても、書面の記載情報システムにデータとして入力する煩雑な事務作業が発生している。一部の書面には利用者の個人番号の記載欄があるが、書面によるやり取りでは、情報漏洩のリスクも少なくない。</p> <p>そこで、財形制度に関する手続の電子化を可能とすべきである。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 財務省 | <p>租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第4条の2第1項、第3項、第5項、第4条の3第1項、第4項、第5項</p> <p>租税特別措置法施行令(昭和32年政令第43号)第2条の18第1項、第2条の19、第2条の21第1項、第4項、第2条の21第1項、第3項、第2条の23第1項、第2条の31</p> | その他 | <p>【動物検査】 民一民間の書類及び民一民一官の手続のように国民が行政機関等に対して直接行うのではなく、金融機関等の第三者を経由する場合の書面の電磁的方法による提出については、その受け手又は経手である勤務先や金融機関等のシステム開発が必要となりうることから、納税者のニーズに加え、勤務先等のシステム対応の可能性等の観点から検討の必要があると考えているところですが、対応については、通常の税制改正プロセスで処理されるものであると考えています。</p> | | |
| 300220044 | 30年2月20日 | 30年3月13日 | 30年3月30日 | 国庫金振込通知書の電子化 | <p>【提案の具体的内容】 国庫金振込通知書の電子化を可能とし、企業が商流情報をXML電文で受け取れるようにすべきである。</p> <p>【提案理由】 現状、各省庁が企業に支払いを行う際、財務省が取扱官署や金額、支払い事由等(以下、商流情報)を記載した「国庫金振込通知書」を作成し、郵便(圧着はがき)にて企業に送付している。そのため、企業は、自社が発行した請求書・契約書の情報と、はがきで受領した「国庫金振込通知書」の情報を目視で付け合わせて消込作業を実施しており、経理財務部門には大きな負担となっている。また、同通知書は1枚のはがきで7明細しか記載できないため、契約請求案件が多いとはがきが複数枚にわたる場合や、明細が契約と必ずしも1対1で対応していない場合があり、消込作業の複雑化を招いている。</p> <p>そこで、同通知書の電子化を可能とし、企業が商流情報を電子データで受領できるようにすべきである。</p> <p>民間取引における決済の高度化については、金融審議会の「決済業務等の高度化に関するスタディグループ」にて議論され、「未来投資戦略2017」にも「2020年中のXML電文への全面移行」と記載されたところである。民間の取り組みと歩調をあわせて、政府における決済業務の高度化を進めることが重要である。</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 財務省 | <p>大蔵省令 第94号 支出官事務規程 第16条第2項 第37条第2項</p> | 検討に着手 | <p>「デジタルガバメント実行計画」(平成30年1月16日 eガバメント関係会議決定)において、行政サービスの利便性向上、官民を通じたデータ流通の促進、添付書類の撤廃等の方針が示されているとあります。</p> <p>また、この提案の通り民間取引における決済の高度化が推進される中、民間側の取り組みと歩調を合わせて国庫金に関する商流情報を電子データ化することで、効果をより一層高めることができると考えられます。</p> <p>なお、会計事務を取り扱う関係システムで改修を要することから、費用対効果を検討の上、具体的な実現方法や実現時期について関係機関とともに検討を進めてまいります。</p> | | |

規制改革ホットライン検討要請項目の現状と対応策

更に精査・検討を要すると認められる事項については、規制改革推進会議(各ワーキング・グループ等)において対応します。

| 受付番号 | 受付日 | 所管省庁への検討要請日 | 内閣府での回答取りまとめ日 | 提案事項 | 提案の具体的内容等 | 提案主体 | 所管官庁 | 所管省庁の検討結果 | | | | 規制改革推進会議における再検討項目 |
|-----------|--------------|--------------|---------------|-----------------------|--|---------------|------|---|------------------------------|-------|---|-------------------|
| | | | | | | | | 制度の現状 | 該当法令等 | 対応の分類 | 対応の概要 | |
| 300227014 | 30年 2月27日 | 30年 3月26日 | 30年 4月20日 | 公共調達発注段階における電子記録債権の導入 | <p>【提案の具体的内容】 国の調達案件について、財務基盤の弱い中小企業やベンチャー企業による応札・受注の活性化を図るため、民間企業同士の取引と同様、国が企業に対し、発注段階において電子記録債権を振り出すことを可能とする。</p> <p>【提案理由】 国の調達案件を受注した事業者に対する歳出金の支払は、現金払や日本銀行経由での振込等に限定されている。また、国の契約においては、検査を実施した後でなければ支払をすることができないこととなっている。 このため、国の調達案件は、しばしば受注から支払までの期間が長く、受注企業は資金繰りに苦労している。さらには、当該資金繰りの困難さから応札機会を損失している。 発注段階で電子記録債権が振り出されれば、受注企業は割引による資金化や、電子記録債権を担保とした融資を受けることができるため、技術力が高いが財務基盤の弱い中小企業・ベンチャー企業による受注が容易になる。また、国としても、発注先の選択肢が増えることが期待される。 また、電子記録債権における受注企業の契約不履行リスクは、割引または融資の引き受け手である金融機関等が負うこととなるため、発注者である国に新たなリスクは発生しない。なお、電子記録債権は電子記録債権法に基づいて電子債権記録機関のシステムが確立されており、債権発生・譲渡・消滅のタイミングや債権の所有者を電子的かつ明確に管理可能である。</p> <p><電子記録債権の導入による主なメリット> ・中小企業、ベンチャー企業の資金繰り改善 ・国の発注先の選択肢の増加 ・電子調達の普及促進 ・電子記録債権の普及促進 ・産業金融の活性化 ・金融機関の預貸率の改善</p> | (一社)日本経済団体連合会 | 財務省 | <p>国の歳出金の支払は、現金払や日本銀行経由での振込等によってこれを行っています。</p> <p>契約費用の支払については、原則として履行期でなければこれを行うことができず、品質が問題となる納品等の場合は、国の担当官における検査調書の作成が必要となります。この場合、検査調書にらなければ支払をすることができないことになっております。これは、契約に即した給付があったことを確実にしてから支払うことを担保するためのものです。</p> | 会計法第十五条及び予算決算及び会計令第一百一条の九第二項 | 対応不可 | <p>「提案の具体的内容等」に記載のある契約不履行リスクにつきましては、電子記録債権となった金銭債権が履行されない場合を想定しているものと思われませんが、想定されている国の調達案件においては国が金銭債務を負う立場であり、この点に事実の誤認があるものと思料いたします。</p> <p>また、契約不履行リスクを割引または融資の引き受け手である金融機関等が負うとしておりますが、電子記録債権においては、人的抗弁が切断されるため、国は、受注企業に対する抗弁事由を電子記録債権の取得者に対抗することができません。仮に受注者が契約に基づく工事を完了できなかったとしても、国は電子記録債権の取得者には債権金額を支払わなければならないと見なされます。</p> <p>したがって、「発注者である国に新たなリスクは発生しない」とはならず、国が一時的に不利になってしまうため、この点につきましても事実の誤認があるものと思料いたします。</p> <p>以上の事実誤認もさることながら、ご提示の電子記録債権の発行は、国においてまだ非済期が到来していない発注の段階で、国が受注者に対して主張しうる抗弁から切り離された国の債務を形成させるものであり、電子記録債権の取得者に対して、有無を言わずに国に支払いを行わせるものとなります。このような取扱い、取引において国を一時的に不利な立場とするものであるため、発注段階で国が電子記録債権を発行することは困難です。</p> | |